

説明要旨：「令和2年度社会福祉法人・施設一般検査結果概要について」

1 指摘状況について

昨年度は、法人については、実施した41法人のうち、33法人に147件の指摘があり、施設については、実施した395施設のうち、107施設に315件の指摘がありました。

2 主な指摘概要について

(1) 管理運営関係

・ 理事会関係

要議決事項の審議がされていない事例が見受けられました。具体的には、「評議員会を開催する場合は、理事会において開催日時、場所及び議案の概要等を決議した上で、開催日の1週間前（又は定款に定められた期限）までに通知されていなかった」等の内容でした。

また、理事会の開催が低調または形骸化している事例が見受けられました。具体的には「監事は理事会への出席義務があるにも関わらず、監事全員が欠席した理事会が確認された」等の内容です。

現在、社会福祉法人の運営における課題等の解消のために社会福祉法人改革を進めているところであり、社会福祉法改正への対応とともに、経営組織のガバナンスの強化の取組が求められています。こうしたことから、改革への対応として、自主的・自律的な運営に向けた取組が、実際にどうなっているのか。法改正の趣旨を理解して、理事会、評議員会、監事の各役割が適切に機能しているのか等を、検査当日に確認し、取組が図られていない場合には改善を求めています。

・ 情報開示関係

定款、役員等名簿、現況報告書、計算書類、役員等報酬基準について、インターネットの利用による公表が行われていない事例が見受けられました。

事業運営の透明性の向上の観点から財務諸表等をインターネットの利用により公表しなければならないとされておりますので、取組が図られていない場合には改善を求めています。

(2) 会計関係

「補正予算を編成する場合、経理規程で定めた理事会の承認を得る手続きが行われていない」、「経理規程が現行の会計基準に準拠したものとなっていない」、「高額な修繕工事や物品の購入において、経理規程に基づく適正な契約方式による契約がされていない」等の事例が見受けられました。

「適正な法人・施設会計」に向けた取組として、各法人・施設において、経理規程の整備と経理規程に基づく会計手続き等が求められています。

経理規程の整備状況は、実際にどうなっているのか、経理規程に基づいた事務処理が行われているか、契約に関しては、「随意契約」を実施している場合には、基準に照らして適正であるとともに、理由についても、明確に記載して、複数の目で妥当性を確認のうえ決裁手続きをしているか等の財務規律の強化並びに透明性のある運営について検査当日に確認し、課題がある場合には改善を求めています。

(3) 施設処遇関係

保育所、認定こども園、幼保連携型認定こども園で、自己評価の結果の公表に関する指摘が見受けられました。

自己評価の公表により、その内容が保護者や地域住民にも伝わります。広く意見を聞くことで、教

育や保育の内容改善を進めていくことができ、結果として施設のサービスの質の向上につながってまいりますので、検査当日に確認し、課題がある場合には改善を求めています。

- 以上が、令和2年度の主な改善指摘の内容です。各法人、施設においては、以下の点にご留意願います。
- ・ 一般検査においては、ガバナンスの強化として「組織内部向け」の視点、対外的な説明や透明性のある運営を含めた「外向け」の視点、適切な労務管理や働きやすい職場環境づくりを含めた「職員向け」の視点、利用者などの安全の確保等を図るという「利用者向け」の視点から、各法人及び施設において、長期的な運営が可能となるような取組の状況を確認しております。
 - ・ 問題等が発生する傾向としては、「自分のところでは、昔から、そんなこと（問題事例）はないので関係ない」「自分のところでは、そのようなこと（不適切な行為）は行わない方針なので、ありえない」等の潜在的な意識があるのではないかと思います。
 - ・ 法令改正や制度改正等への対応が不十分な法人及び施設においては、単に、「法令に規定があるから、国の通知があるから、やらなければならない」という考えだけで、そもそも、「なぜ法令に規定がされているのか、どういう背景等があって、何を求められているのか」という観点が欠けているのではないかと思います。
 - ・ また、「一般検査があるから自主点検が必要」との認識ではなく、「法人・施設の長期的な運営に欠かせないので毎年の定期的な自主点検が必要」との認識があるのか等、主体的な取組意識自体に問題があるのではないかと思います。
 - ・ 県は、一般検査の実施にあたり、事前提出資料と自主点検調書の作成を求めています。しかしながら、自主点検は一般検査の実施前のみに行っているだけでは十分とはいえません。
各法人、施設におきましては、自主点検調書に記載されている内容を定期的に関係職員全員で確認し、クリアできていない項目があった場合は、速やかに、自ら改善に向けて取り組んでいただきますよう、よろしく願います。